

# 公益社団法人宮崎県看護協会定款細則

## 目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 会員(第2条～第5条)
- 第3章 役員(第6条～第8条)
- 第4章 選挙(第9条～第16条)
- 第5章 日本看護協会代議員及び予備代議員(第17条～第18条)
- 第6章 総会(第19条～第20条)
- 第7章 理事会(第21条)
- 第8章 常任理事会(第22条～第24条)
- 第9章 職能委員会(第25条～第30条)
- 第10章 委員会(第31条～第40条)
- 第11章 推薦委員会(第41条)
- 第12章 事務局(第42条～第43条)
- 第13章 補則(第44条)

## 第1章 総則

### (定款細則の目的)

第1条 この定款細則は、公益社団法人宮崎県看護協会(以下「本会」という。)定款第60条の規定に基づき、本会の運営に必要な事項を定める。

## 第2章 会員

### (入会の手続き)

- 第2条 正会員になろうとする者は、本会の指定する手続きにより、入会の申し込みをしなければならない。
- 2 前項の場合において、本会は入会の申込み及び会費の納入を受けたときは、正会員名簿に登録し日本看護協会と連携して会員証を交付しなければならない。この手続きは、入会の申込み及び会費の納入を受けた日の翌日から起算して30日以内に行わなければならない。

### (会費)

- 第3条 正会員の会費は、日本看護協会の会費を含む1か年13,500円とし、そのうち8,500円を本会の会費とする。ただし、名誉会員及び他都道府県の看護協会から異動した会員の当該年度の会費は免除する。
- 2 会費は、本会の指定する日までに翌年度分を前納しなければならない。ただし、新入会員については会費納入期日はこの限りでない。
- 3 定款第10条第3号の規定により、会員資格を喪失した場合は、会費を徴収しないものとする。
- 4 いったん納入した会費は、原則として返還しない。

### (退会の手続き)

- 第4条 会員が退会しようとするときは、会員証を添えて、退会届を本会会長に提出しなければならない。
- 2 本会は、定款第8条から第10条までの規定により会員資格

を喪失した会員について、正会員名簿の登録を抹消しなければならない。

### (届出内容の変更)

第5条 会員が氏名、住所又は勤務地等を変更したときは、本会会長に届け出なければならない。

## 第3章 役員

### (理事の種別)

第6条 理事の種類は、会長、副会長、常務理事のほか、次のとおりである。

- (1) 職能理事(保健師、助産師、看護師) 4名
  - (2) 地区理事 10名以内
  - (3) 准看護師理事 1名
- 2 前項の規定にかかわらず、定款第22条第1項第1号に定める範囲内において理事を置くことができる。
- 3 職能理事は職能委員長となる。

### (役員職務)

- 第7条 会長は、この法人を代表し業務を統括し、渉外に関して会を代表してその任にあると共に、日本看護協会法人会員の代表者としての職務を行う。また、理事会の議を経てすべての委員を任命する。(ただし、推薦委員を除く。)
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはあらかじめ定められた順位により、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、会長の旨を受けて担当業務を執行し、副会長に事故あるときはあらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。  
担当の委員会に出席し任務遂行上の助言を行い、常任理事会および理事会に委員会の活動状況を報告する。
- 4 職能理事は、担当職能委員会を掌握し、委員会活動の円滑な運営をはかる。理事会に出席し専門的な立場から会全般の発展に寄与すると共に、職能委員会の活動を報告する。また、日本看護協会の各職能委員長会に出席するものとする。
- 5 准看護師理事は、看護師職能委員会に属し、その立場から会全般の発展に寄与する。また、日本看護協会の全国准看護師代表者会議に出席するものとする。
- 6 地区理事は担当地区の委員を掌握し、地区並びに本会事業の推進をはかり、本会との連携を密にする。会員の質の向上をはかり、地域住民の保健衛生の普及及び福祉に寄与する。

### (役員推薦等)

第8条 推薦委員会の推薦については、次の各号により推薦するものとする。

- (1) 会長、副会長、常務理事及び監事
- (2) 職能理事(保健師、助産師から各1名、看護師から2名)
- (3) 地区理事(地区毎に各1名)
- (4) 准看護師理事 1名

(5)日本看護協会の代議員及び予備代議員 日本看護協会の指定した数

2 前項にいう地区とは、定款第45条第2項に定める別表の7地区をいう。(別表1参照)

#### 第4章 選挙

(役員及び推薦委員の選出)

第9条 本会の役員及び定款第43条により設置された委員会のうち推薦委員会委員の候補者は、推薦委員会が正会員(会員以外から選任する監事の場合は、会員以外の者)の中から推薦し、理事会の議を経て、総会において出席した正会員が選出する。

2 推薦委員が前項の候補者を正会員の中から推薦する場合は、本会正会員の勤務施設職能等を基礎として、客観的に公正厳正、効率的に配慮しなければならない。

3 推薦委員会は、同一役職について改選数以上の候補者を推薦しなければならない。

4 推薦委員会は、推薦名簿を選挙管理委員会に通常総会の1か月前までに送付しなければならない。

(選挙管理委員会)

第10条 総会議長は、総会において、正会員の中から次年度における選挙管理委員を定める。

2 選挙に関する規則は、理事会において別に定める。

(役員候補者)

第11条 役員に立候補しようとする者は、正会員5名以上の推薦を受けて選挙管理委員長に通常総会2か月前までに届け出なければならない。

2 選挙管理委員長は、役員立候補者名と被推薦者名を、通常総会1か月前までに正会員に公表しなければならない。

(職能委員会選任の時期)

第12条 職能委員は、理事会において、半数を奇数年次(西暦)に、半数を偶数年次(西暦)に選任する。

(投票形式)

第13条 投票は記号を用い連記無記名で行う。

(選挙の成立)

第14条 投票総数のうち半数以上が有効投票でなければ選挙は成立しない。

(当選)

第15条 役員選任については、総会に出席した正会員の過半数の賛成を得た者の中から役職ごとに得票数の多い者を当選者とする。なお、得票数が同じであるときは議長がくじでこれを定める。

(選挙の規則)

第16条 総会に係る選挙に関する規則は、理事会において別に定める。

#### 第5章 日本看護協会代議員及び予備代議員

(代議員の選出)

第17条 毎年の総会において日本看護協会代議員を正会員の中から選出する。

2 代議員になろうとする者は、通常総会期日の2か月前までに選挙管理委員長に届け出なければならない。

3 前項の立候補を行う者のほか、推薦委員会が代議員を副会長及び職能理事を含め正会員の中から推薦し、通常総会で決定する。

4 代議員の数は日本看護協会の指定した数とするが、看護師2名、保健師、助産師、准看護師より各1名選出し、これを超える代議員については職種を問わないものとする。

5 予備代議員は、代議員が欠けたとき又は事故がある場合に備えて、同程度選出して順序を付しておくものとする。

6 代議員及び予備代議員の任期は、1か年とする。但し再選は妨げない。

7 会長は、代議員の名簿を作成し、遅くとも前年度の2月末までに日本看護協会長に報告するものとする。

(代議員の任務)

第18条 本会を代表して加入団体である日本看護協会総会に出席して選挙権及び議決権を行使する。

2 代議員は、本会正会員及び本会の意を体して日本看護協会総会に出席し、議決事項等の権限を行使した結果について本会に報告しなければならない。

#### 第6章 総会

(開催期日)

第19条 通常総会は、毎年6月に開催する。ただし、やむを得ない事情のある場合は、理事会の決議により、4月又は5月に変更することができる。

(総会運営規則)

第20条 総会の運営に関し必要な事項は、理事会で審議し、総会の決議により別に定める

#### 第7章 理事会

(審議事項)

第21条 理事会の審議事項は次のとおりとする。

- (1) 会務の処理に関する事項
- (2) 定款及び定款細則の変更に関する事項
- (3) 事業計画、収支予算案、事業報告に関する事項
- (4) 総会の開催日時及び総会提出議案に関する事項
- (5) 会長の委嘱する委員に関する事項
- (6) 必要ある場合の特別委員会の設置に関する事項

- (7) 資産を預ける金融機関の選定に関する事項
- (8) 年1回以上の公認会計士による会計帳簿に関する事項
- (9) その他理事会が必要と認めた事項

## 第8章 常任理事会

(構成)

第22条 常任理事会は、会長、副会長、常務理事で構成する。

(審議事項)

第23条 常任理事会は、会長が議長となる。

2 常任理事会は次の事項を処理する。

- (1) 会務の執行状況に関する事項
- (2) 委員会への諮問事項
- (3) 事業計画に関する事項
- (4) 理事会運営に関する事項
- (5) その他常任理事会が必要と認める事項

(招集)

第24条 会長が、必要と認めるときに招集することができる。

## 第9章 職能委員会

(構成)

第25条 定款第42条に規定する職能委員会は、委員各6名(委員長を含む)をもって構成する。ただし、看護師職能委員会は18名とし、うち准看護師は2名以内とする。

(職能委員の指名等)

第26条 職能委員は、委員長となる者を除き、各職能毎に理事会において選任し、会長が任命する。

- 2 前項の選任数及び選任方法は別途定める。
- 3 前項の看護師職のうち、准看護師数は2名以内とする。

(招集及び職能別集会)

第27条 職能委員会は定例的に会議を行なう。

- 2 職能委員会は、年1回会長の承認を経て、職能別集会を開催することができる。
- 3 委員長は、職能別集会の長となり委員はこの会の運営に当たる。

(小委員会)

第28条 職能委員会は、必要に応じて小委員会を設けることができる。

(職能委員の任期)

第29条 職能委員会の委員の任期は、2年とする。但し、補欠の職能委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 職能委員のうち、半数は、奇数年次(西暦)に、のこり半数は偶数年次(西暦)に選任し、再任は妨げない。ただし、職能委員は、選任後6年を超えて就任することはできない。

(職能委員会の記録)

第30条 職能委員会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成するものとする。

## 第10章 委員会

(職能委員会以外の委員会)

第31条 定款第43条の規定に基づき、本会に次の常任委員会を置く。

- (1) 推薦委員会
- (2) 教育委員会
- (3) 働き続けられる職場環境づくり推進委員会
- (4) 広報出版委員会

2 前項の各号に掲げる委員会のほかに、本会の事業を推進するため必要があるときは、理事会の決議を経て、特別委員会をおくことができる。

(委員会の任務)

第32条 常任委員会は、第30条第1項の委員会を各委員長が招集し、会務執行につとめる。

2 特別委員会は、専門事項に関する調査及び企画等、会長から諮問を受けた事項を審議する。

(委員長の理事会出席)

第33条 常任委員会の委員長は、必要に応じて理事会に出席することができる。但し、表決権は有しない。

(活動内容等)

第34条 各常任委員の活動目標及び活動内容は別に定める。

(常任委員の選任)

第35条 常任委員会の委員は(推薦委員を除く)、第30条の規定に従い、正会員の中から理事会で選任し、会長が委嘱する。

(常任委員の任期)

第36条 常任委員の任期は、2年とする。但し、補欠の常任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 常任委員のうち、半数は、奇数年次(西暦)に、残り半数は偶数年次(西暦)に選任し、再任は妨げない。ただし、常任委員は、選任後6年を超えて就任することはできない。

3 前2項の規定にかかわらず、推薦委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

(常任委員会の構成)

第37条 常任委員会は、次の委員数をもって構成し、そのうち1名を委員長とする。

- (1) 推薦委員会 6名
- (2) 教育委員会 12名

(3) 働き続けられる職場環境づくり推進委員会 8名

(4) 広報出版委員会 10名

2 委員長は、委員の互選による。

(常任委員会の開催及び招集)

第38条 常任委員会は、定例的に開催する。

2 常任委員会は委員長が招集し、その議長となる。

(常任委員会の記録)

第39条 常任委員会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成するものとする。

(特別委員会)

第40条 特別委員会は、常任委員会に準ずるものとする。

2 特別委員会は、任務が終了したときに解散する。

## 第11章 推薦委員会

(設置)

第41条 推薦委員会は、本会の役員及び推薦委員並びに日本看護協会の代議員及び予備代議員の改選に際し、その候補者の推薦に関する事項をつかさどる。

2 推薦委員は、総会において正会員から選任する。ただし、役員は、推薦委員を兼ねることができない。

3 推薦委員会は、候補者を推薦しようとするときは、予め本人の承諾を得て推薦しなければならない。

## 第12章 事務局

(理事会の決議を要する職員)

第42条 定款第44条第3項に規定する重要な職員とは、ナースセンター長及び在宅支援室長とする。

(就業及び給与)

第43条 職員の就業及び給与に関しては、理事会の決議により別に定める。

## 第13章 補則

(定款細則の変更)

第44条 この定款細則を変更しようとするときは、理事会の決議による。ただし、第3条第1項に定める会費の額を変更しようとするときは、総会の決議を得なければならない。

附則

(施行期日)

1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

1 この細則は、平成25年7月27日から施行する。

附則

1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

1 この細則は、平成27年12月5日から施行する。(平成27年12月5日理事会議決)

附則

1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。(平成28年1月23日理事会議決)

附則

1 この細則は、平成29年1月28日から施行する。(平成29年1月28日理事会議決)

附則

1 この細則は、平成29年4月22日から施行し、平成29年4月1日から適用する。(平成29年4月22日理事会議決)

附則

1 この細則は、令和2年7月18日から施行する。

附則

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。(令和3年2月27日理事会議決)

## 別表1 地区名

地区名	含まれる地域	
延岡・西白杵地区	延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	4市町
日向・東白杵地区	日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町	5市町村
西都・児湯地区	西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町	7市町村
宮崎・東諸県地区	宮崎市、国富町、綾町	3市町
都城・北諸県地区	都城市、三股町	2市町
小林・えびの・西諸県地区	小林市、えびの市、高原町	3市町
日南・串間地区	日南市、串間市	2市
7地区	26市町村	